

下水道使用料日割計算方法（森岡・緒川・新田地区）

使用期間が使用料改定施行日をまたぐ場合は、使用日数により按分します。

【例】使用日数60日(2ヶ月)で使用水量45m³の場合

検針日 2月6日	改定施行日 4月1日	検針日 4月7日
旧使用料 53日間	新使用料 7日間	

※森岡・緒川・新田地区は偶数月に検針、翌奇数月に請求しています。

○旧使用料と新使用料の算出方法について

使用期間2ヶ月で45m³の場合、水量を月23m³と22m³に分け、新旧使用料各々で計算します。

『旧使用料』

水量月 23 m ³		
基本使用料	0から10m ³ まで	750円
超過使用料		
11から20m ³	10m ³	× 85円 = 850円
21から30m ³	3m ³	× 95円 = 285円
<u>合計 1,885円</u>		

$$1,885\text{円} + \text{消費税}10\% = 2,073.5\text{円}$$

水量月 22 m ³		
基本使用料	0から10m ³ まで	750円
超過使用料		
11から20m ³	10m ³	× 85円 = 850円
21から30m ³	2m ³	× 95円 = 190円
<u>合計 1,790円</u>		

$$1,790\text{円} + \text{消費税}10\% = 1,969\text{円}②$$

①+②=4,042円…旧使用料(総日数)

『新使用料』

水量月 23 m ³		
基本使用料	0から10m ³ まで	950円
従量使用料		
0から10m ³	10m ³	× 10円 = 100円
11から20m ³	10m ³	× 115円 = 1,150円
21から30m ³	3m ³	× 130円 = 390円
<u>合計 2,590円</u>		

$$2,590\text{円} + \text{消費税}10\% = 2,849\text{円}①'$$

水量月 22 m ³		
基本使用料	0から10m ³ まで	950円
従量使用料		
0から10m ³	10m ³	× 10円 = 100円
11から20m ³	10m ³	× 115円 = 1,150円
21から30m ³	2m ³	× 130円 = 260円
<u>合計 2,460円</u>		

$$2,460\text{円} + \text{消費税}10\% = 2,706\text{円}②'$$

①'+②'=5,555円…新使用料(総日数)

$$\left[\begin{array}{l} \text{旧使用料} \\ 4,042\text{円} \\ \times \\ \hline \end{array} \right] + \left[\begin{array}{l} \text{新使用料} \\ 5,555\text{円} \\ \times \\ \hline \end{array} \right] = \frac{\text{総日数}}{60\text{日}} = \frac{\text{新使用料}}{7\text{日}} = \frac{\text{総日数}}{60\text{日}}$$

$$= 3,570.43\cdots\text{円}$$

$$= 648.08\cdots\text{円}$$

$$3,570\text{円} + 648\text{円}$$

$$= 4,218\text{円}(請求額)$$